

神戸市立港島南球技場・小野浜公園球技場 参考資料集

1	備品リスト	P 1～2
2	修繕実施状況	P 3
3	神戸市立体育施設条例	P 4～34
4	神戸市立体育施設条例施行規則	P 35～40

令和8年6月

神戸市文化スポーツ局スポーツ交流課

神戸市立港島南球技場・小野浜公園球技場 備品リスト

施設	エリア	品名	数量
港島南球技場	ロビー	掲示板（ピン・マグネットタイプ）	1
港島南球技場	ロビー	パンフレットスタンド	1
港島南球技場	ロビー	ロビーチェア	1
港島南球技場	事務室	デスク.片面.キャスター脚	4
港島南球技場	事務室	フリーアドレスデスク用.立上コードホルダー	2
港島南球技場	事務室	ワゴン（ペントレー+A4・2段.シリンダー錠）	2
港島南球技場	事務室	事務用回転イス（ローバック）	4
港島南球技場	事務室	収納庫.2枚引き違い戸.下置き	3
港島南球技場	事務室	収納庫.2枚引き違い戸.上置き	1
港島南球技場	事務室	収納庫.オープン	2
港島南球技場	事務室	収納庫.取付スライドボード	1
港島南球技場	事務室	AVキャビネット	1
港島南球技場	事務室	収納庫.トレイ（A4浅型3列10段・深型3列6段）	1
港島南球技場	事務室	収納庫用.ダブルベース	4
港島南球技場	事務室	収納庫.天板	1
港島南球技場	事務室	時計	1
港島南球技場	備品倉庫	中軽量ラック	1
港島南球技場	備品倉庫	中軽量ラック	1
港島南球技場	備品倉庫	中軽量ラック	1
港島南球技場	休憩スペース	掲示板（ピン・マグネットタイプ）	1
港島南球技場	更衣室1・2	ロビーチェア	2
港島南球技場	更衣室1・2	スノコ.ストレート	2
港島南球技場	救護室	診察台	2
港島南球技場	救護室	テーブル	1
港島南球技場	救護室	授乳チェア	1
港島南球技場	救護室	授乳チェア.クッション	1
港島南球技場	救護室	おむつ替え台	1
港島南球技場	救護室	担架	1
港島南球技場	グラウンド	サッカーゴール（一般用）	1対
港島南球技場	グラウンド	サッカーゴール（JR用）	2対
港島南球技場	グラウンド	サッカーゴールネット（一般用）	1対
港島南球技場	グラウンド	サッカーゴールネット（JR用）	2対
港島南球技場	グラウンド	ゴール置き台（兼）ゴールウェイト	22
港島南球技場	グラウンド	ラグビーゴール（7m）	1対
港島南球技場	グラウンド	サッカー埋込式ラグビーゴール用保管台車	1
港島南球技場	グラウンド	ラグビー用フラッグ	12
港島南球技場	グラウンド	サッカー用フラッグ	6
港島南球技場	グラウンド	レスキューボード	4
港島南球技場	共用部	ゴミステーション	1
港島南球技場	グラウンド	電波時計	2
港島南球技場	共用部	物置	1
港島南球技場	クラブハウス	車椅子	1
港島南球技場	グラウンド	ラグビー用ボール保護マット	4
港島南球技場	グラウンド	クイックシェード	3
港島南球技場	グラウンド	クイックテント重り	16
港島南球技場	グラウンド	固定ハンドル台車	2
港島南球技場	グラウンド	屋外用樹脂製ベンチ	3
港島南球技場	グラウンド	テーブル&ベンチセット	1
港島南球技場	グラウンド	パラソル	1
港島南球技場	グラウンド	ユニフォーム用額縁	1
港島南球技場	テニスコート	テニス支柱	6組

港島南球技場	テニスコート	硬式テニスネット	8張
港島南球技場	テニスコート	コートブラシ	12
港島南球技場	テニスコート	吸水スポンジローラー	3
港島南球技場	テニスコート	バスケット	6
港島南球技場	テニスコート	ベンチ	8
港島南球技場	テニスコート	得点板	6
港島南球技場	テニスコート	シングルス・スティック	6組
港島南球技場	テニスコート	テニス審判台	6
小野浜公園球技場	グラウンド	サッカーゴール（一般用）	1対
小野浜公園球技場	グラウンド	サッカーゴール（JR用）	2対
小野浜公園球技場	グラウンド	サッカーネット（一般用）	1対
小野浜公園球技場	グラウンド	サッカーネット（JR用）	2対
小野浜公園球技場	グラウンド	ゴール置き台（兼）ゴールウェイト	22
小野浜公園球技場	グラウンド	コーナーフラッグ（サッカー用）	4
小野浜公園球技場	グラウンド	コーナーフラッグ置敷式金具	4
小野浜公園球技場	グラウンド	塁ベース（ソフトボール用）	一式
小野浜公園球技場	グラウンド	ベンチ	8
小野浜公園球技場	グラウンド	グラウンドゴルフセット	一式
小野浜公園球技場	グラウンド	ラグビーゴール用保管台車	1
小野浜公園球技場	グラウンド	シェルター（移動式）	4基
小野浜公園球技場	グラウンド	クイックシェード	4
小野浜公園球技場	グラウンド	クイックシェード錘	16

神戸市立港島南球技場修繕実績

和暦年	月	日	内容	金額
5	5	18	照明器具3カ所上部のカラスの巢の撤去	82,500
5	7	4	ラグビーポール保護用マット、ラグビー用ポールフラッグ	121,440
5	7	18	グラウンド設置用備品の購入(テント・テント用おもり、台車)	248,138
6	1	11	サッカーゴールネット(少年用)2組 破損による更新	117,920
6	1	26	室外機カバーの交換及び風向き変更板(割れ防止用)の設置	78,419
6	3	21	パラソル 破損による更新	78,745
6	3	22	クラブハウスエントランス 天井補修	75,900
6	3	22	テント 破損による更新	31,903
6	3	22	屋外用ベンチ 追加設置	127,720
6	3	24	コーナフラッグ(サッカー・ラグビー各2本) 更新	43,120
6	6	12	パーキングシステム紙幣識別装置交換	356,400
6	6	21	グラウンド出入口 門扉	77,000
6	7	22	ユニフォーム用額縁	45,429
6	11	14	viuシステム フィルター交換	18,700
6	11	25	クラブハウス 掲示板取付	99,176
7	2	7	防球ネット修繕	154,000
7	2	17	人工芝修繕	44,000
7	2	28	クイックシェード(テント)更新	59,710
7	3	19	フラッグ・ゴールネット更新	147,600
7	4	2	駐車場出口側ゲートバー交換	22,000
7	8	27	散水システム 貯水タンクホース交換	49,500
7	9	5	駐車場決済サービス登録手数料	225,500
7	11	6	防犯カメラ フロントパネル交換	17,160
8	2	5	グラウンド設置備品購入(テーブル・パラソル等)故障備品処分費	210,749
8	3	5	更衣室用すのこ・表示板・パーテーション、カーコン購入	29,962
8	3	5	サッカーゴール移動タイヤ取付	445,280
8	3	5	駐車場部品 カセットチューブ交換	8,470

○神戸市立体育施設条例

平成 8 年 3 月 29 日

条例第 53 号

神戸市立体育館運動場条例（昭和 48 年 3 月 条例第 69 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等（以下「スポーツ等」という。）の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与するため、本市に体育施設を設置する。

（名称等）

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市立東灘体育館	神戸市東灘区魚崎南町 6 丁目 5 番 11 号
神戸市立王子スポーツセンター	神戸市灘区青谷町 1 丁目 1 番 1 号
神戸市立中央体育館	神戸市中央区楠町 4 丁目 1 番 1 号
神戸市立磯上体育館	神戸市中央区八幡通 2 丁目 1 番
神戸市立ポートアイランドスポーツセンター	神戸市中央区港島中町 6 丁目 12 番地の 1
神戸市立須磨体育館	神戸市須磨区中島町 1 丁目 2 番 2 号
神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区平磯 1 丁目 1700 番
神戸市立西体育館	神戸市西区春日台 5 丁目 436 番地
神戸市立小野浜公園球技場	神戸市中央区小野浜町 131 番地
神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番地及び同区港島中町 8 丁目 3 番地

（令 7 条例 31・令 8 条例 40・一部改正）

（事業）

第 3 条 神戸市立王子スポーツセンター、神戸市立中央体育館、神戸市立ポート

アイランドスポーツセンター及び神戸市立西体育館は、市民のスポーツ等の行事及び集会の用に供するとともに、神戸市立中央体育館においては、スポーツ医事相談を行う。

- 2 神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館、神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。

(令7条例31・一部改正)

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている体育施設(以下「指定管理施設」という。)にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

- 2 市長(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、前項の許可に体育施設の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第5条 市長(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設又はその附属設備(以下「体育施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長(指定管理施設にあっては、指定管理者)がその使用を不適當であると認めるとき。

- 2 市長(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 体育施設(神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項に

において同じ。)の使用料は、別表第1から別表第7までのとおりとする。

2 体育施設の附属設備の使用料は、1設備1回又は1時間につき3万円の範囲内において規則で定める額とする。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長(指定管理施設にあつては、指定管理者)は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第9条の2 指定管理者に神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第8に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(特別の設備の設置等)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長(指定管理施設にあつては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、体育施設を使用する権利を譲渡し、又は体育施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは第10条第1項の許可を取り消し、又は体育施設の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 体育施設の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入場の制限等)

第13条 市長（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒絶し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 体育施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、体育施設等の使用を終了したとき、又は第4条第1項若しく

は第10条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに体育施設等を原状に回復しなければならない。

2 市長（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（損害の賠償等）

第15条 体育施設内において、体育施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第16条 市長は、次に掲げる神戸市立ポートアイランドスポーツセンター（以下この項において「センター」という。）の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1） センターを市民のスポーツ等の行事及び集会の用に供することに係る業務
- （2） センターの利用及びその制限に関する業務
- （3） センターの維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、次に掲げる体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。以下この項において同じ。）の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

- （1） 第3条第1項又は第2項に規定する事業に係る業務
- （2） 体育施設の利用及びその制限に関する業務
- （3） 体育施設の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務
- （4） 体育施設の維持管理に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（施行細目の委任）

第17条 体育施設の供用日及び供用時間その他この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立体育館運動場条例第4条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料に関しては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

- 3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第8第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第8第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 4 市長は、神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。
- 5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

附 則 (平成12年1月19日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第45号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月20日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の第1欄に掲げる規定による改正前の同表の第2欄に掲げる条例（以下「改正前条例」という。）の同表の第3欄に掲げる規定により管理を委託している同表の第4欄に掲げる公の施設については、改正前条例の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間、なおその効力を有する。

第1条	神戸臨床研究情報センター条例	第18条	神戸臨床研究情報センター
第3条	神戸国際会議場条例	第18条	神戸国際会議場
第4条	神戸国際展示場条例	第19条	神戸国際展示場
第5条	神戸市有馬温泉の館条例	第9条	神戸市有馬温泉の館
第6条	神戸市立有馬温泉観光交流センター条例	第17条	神戸市立有馬温泉観光交流センター
第7条	神戸市立太閤の湯殿館条例	第14条	神戸市立太閤の湯殿館
第8条	神戸市立神戸セミナーハウス条例	第17条	神戸市立神戸セミナーハウス
第9条	神戸市立国民宿舎条例	第14条	神戸市立国民宿舎須磨荘
第10条	神戸市立須磨海浜水族園条例	第13条	神戸市立須磨海浜水族園
第11条	神戸文化ホール条例	第19条	神戸文化ホール
第12条	神戸市立丸山コミュニティ・センター条例	第15条	神戸市立丸山コミュニティ・センター
第13条	神戸市立区民センター条例	第21条	神戸市立区民センター
第14条	神戸市立王子市民ギャラリー条例	第20条	神戸市立王子市民ギャラリー
第15条	神戸アートビレッジセンター	第21条	神戸アートビレッジセンター

	条例		—
第16条	神戸市勤労会館条例	第21条	神戸市勤労会館
第17条	神戸市立勤労市民センター条例	第14条	神戸市立勤労市民センター
第18条	神戸市青少年会館条例	第14条	神戸市青少年会館
第21条	神戸市しあわせの村条例	第21条	神戸市しあわせの村条例第5条第1項に掲げる施設
第22条	神戸市立総合福祉センター条例	第15条	神戸市立総合福祉センター
第23条	神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例	第20条	神戸市立こうべ市民福祉交流センター（神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第4条第1項第4号に掲げる施設を除く。）
第24条	神戸市ふれあいのまちづくり条例	第8条	神戸市立地域福祉センター
第25条	神戸市健康づくりセンター条例	第21条	神戸市健康づくりセンター
第26条	神戸高齢者総合ケアセンター条例	第14条	神戸高齢者総合ケアセンター
第27条	神戸市立老人福祉施設条例	第11条第1項又は第2項	老人福祉法に基づく老人福祉施設
第28条	神戸市立老人いこいの家条例	第5条	神戸市立老人いこいの家
第29条	神戸市立母子福祉施設条例	第7条	神戸市立母子福祉施設
第30条	神戸市総合児童センター条例	第17条	神戸市総合児童センター
第31条	神戸市立身体障害者更生援護施設条例	第13条第1項又は	身体障害者福祉センター（神戸市立心身障害福祉セ

		第2項	ンターを除く。)及び神戸市立点字図書館
第32条	神戸市立知的障害者援護施設条例	第12条	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設(神戸市立ワークセンターいわず及び神戸市立ワークセンターひょうごに限る。)
第33条	神戸市立在宅障害者福祉センター条例	第19条	神戸市立在宅障害者福祉センター
第36条	神戸市立山の街福祉センター条例	第8条	生活福祉館
第37条	神戸市産業振興センター条例	第21条	神戸市産業振興センター
第38条	神戸市ものづくり復興工場条例	第24条	神戸市ものづくり復興工場
第39条	神戸ファッション美術館条例	第22条	神戸ファッション美術館
第41条	神戸市立自然環境活用センター条例	第9条	神戸市立自然環境活用センター
第42条	神戸市立農業公園条例	第23条	神戸市立農業公園
第43条	神戸市立六甲山牧場条例	第10条	神戸市立六甲山牧場
第44条	神戸市立フルーツ・フラワーパーク条例	第24条	神戸市立フルーツ・フラワーパーク
第45条	神戸市立農村環境改善センター条例	第19条	神戸市立農村環境改善センター
第46条	神戸市立自然休養村管理センター条例	第13条	神戸市立自然休養村管理センター
第48条	神戸市農業集落排水処理施設条例	第20条	排水処理施設

第49条	神戸市立海づり公園条例	第16条	神戸市立海づり公園
第50条	神戸市立水産会館条例	第17条	神戸市立水産会館
第51条	神戸市立水産体験学習館条例	第22条	神戸市立水産体験学習館
第53条	神戸市都市公園条例	第23条の 2	公園施設
第54条	神戸市立路外駐車場条例	第11条第 1項	路外駐車場
第55条	神戸市自転車等の放置の防止 及び自転車駐車場の整備に関 する条例	第26条	神戸市立自転車駐車場
第57条	神戸市立集会所条例	第13条	神戸市立集会所
第58条	神戸市立こうべまちづくり会 館条例	第20条	神戸市立こうべまちづくり 会館
第59条	ポートアイランド市民広場条 例	第21条	ポートアイランド市民広場
第60条	神戸市立須磨ヨットハーバー 条例	第19条	神戸市立須磨ヨットハーバ ー
第61条	神戸ヘリポート条例	第19条	神戸ヘリポート
第62条	神戸市港湾施設条例	第42条	神戸市の管理する港湾施設
第63条	神戸市防災コミュニティセン ター条例	第21条	神戸市防災コミュニティセ ンター
第65条	神戸市立青少年科学館条例	第13条	神戸市立青少年科学館
第66条	神戸市生涯学習支援センター その他の施設条例	第21条	神戸市生涯学習支援センタ ー（神戸市生涯学習支援セ ンターその他の施設条例第 4条第9号から第11号まで に掲げる施設に係る部分を 除く。）

第67条	神戸市立婦人会館条例	第9条	神戸市立婦人会館
第68条	神戸市立体育施設条例	第16条	体育施設
第69条	神戸市立自然の家条例	第11条	神戸市立自然の家
第70条	神戸ポートアイランドホール 条例	第20条	神戸ポートアイランドホー ル
第73条	神戸市風見鶏の館等条例	第14条	神戸市風見鶏の館及び神戸 市ラインの館

附 則（平成20年3月31日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立体育施設条例第4条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月13日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

- 9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市立自然の家条例、神戸ポートアイランドホール条例、神戸市立体育施設条例又は神戸市立洞川キャンプ場条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った指定、承認その他の行為又は市長に対してなされた承認の申請その他の行為とみなす。

附 則（令和3年6月28日条例第6号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和4年3月25日規則第53号により第1条の規定は令和4年3月28日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行)

- (1) 附則第3項及び附則第4項の規定 公布の日
- (2) 附則第5項の規定 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和3年9月条例第11号)の公布の日
- (3) 第3条の規定 令和4年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

(令和4年6月29日規則第16号により令和4年6月30日から施行)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立港島南球技場の供用を開始する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とし、神戸市立磯上体育館の供用を開始する日は、令和4年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(令和4年3月25日規則第53号により神戸市立港島南球技場は令和4年4月8日から供用開始)

(令和4年6月29日規則第16号により神戸市立磯上体育館は令和4年7月19日から供用開始)

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例(以下この項において「第1条新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立港島南球技場に係る第1条新条例第4条の許可、第1条新条例第6条の使用料の収受、第1条新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、第1条新条例の施行の日前においても、第1条新条例の規定の例によりすることができる。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例(以下この項において「第2条新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立垂水体育館に係る第

2条新条例第4条の許可、第2条新条例第6条の使用料の収受その他必要な行為は、第2条新条例の施行の日前においても、第2条新条例の規定の例によりすることができる。

- 5 第3条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例(以下この項において「第3条新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立磯上体育館に係る第3条新条例第4条の許可、第3条新条例第6条の使用料の収受、第3条新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、第3条新条例の施行の日前においても、第3条新条例の規定の例によりすることができる。

附 則 (令和3年9月9日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日条例第30号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日条例第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

(令和7年8月29日規則第15号により令和7年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の神戸市立体育施設条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立小野浜公園球技場に係る新条例第4条の許可、新条例第6条の使用料の収受、新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

附 則 (令和8年3月31日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第7の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、当該改正規定の施行の日以後の体育施設の使用について適用し、同日前の体育施設の使用については、なお従前の例による。

別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）
（令8条例40・一部改正）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後5時 30分から 午後9時 まで)	午前・午 後 (午前9時 から午後5 時まで)	午後・夜 間 (午後1時 から午後9 時まで)	終日 (午前9時 から午後9 時まで)	時間超過 使用料 (1時間 につき)
競技場	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200

備考 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者 小学生、中学生及び 高校生	一般の者
競技場及び体育室	1人2時間につき	150円 250円
神戸市立東灘体育館のトレーニング室	1人1回につき	350円

備考

- この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分		使用者		
		幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者	
競技場	1時間につき	全面	600円	1,300円
		3区画に区分したうちの1区画	200円	450円
体育室		全面	300円	600円

備考

- この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第2 神戸市立王子スポーツセンターの使用料（第6条関係）

（令8条例40・一部改正）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用区分	使用時間		夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)					
競技場	円 23,000	円 30,700	円 26,800	円 53,700	円 57,500	円 80,500	円 11,500
身体障害者 体育館	円 10,800	円 14,400	円 12,600	円 25,200	円 27,000	円 37,800	円 5,400
柔道場及び	円	円	円	円	円	円	円

剣道場	2,800	3,700	3,200	6,500	6,900	9,700	1,350
会議室	円	円	円	円	円	円	円
	2,200	2,900	2,500	5,100	5,400	7,600	1,100

備考

- 1 営利を目的としないので入場料を徴収するときの使用料の額はこの表に規定する額の3倍に相当する額とし、営利を目的とするときの使用料の額はこの表に規定する額の6倍に相当する額とする。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するときの使用料の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
- 3 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 4 柔道場及び剣道場を武道以外の目的で使用するときの使用料の額は、この表の柔道場及び剣道場の項に規定する額の2倍に相当する額とする。

(2) 部分使用の場合

ア 個人使用

使用区分		使用者	
		幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
トレーニング室	1人1回につき		350円
柔道場及び剣道場	1人1時間につき	100円	250円

備考

- 1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 3 柔道場及び剣道場を武道以外の目的で使用するときの使用料の額は、この表の柔道場及び剣道場の項に規定する額の2倍に相当する額とする。

イ アに掲げる使用以外の使用

使用区分		使用者	
		幼児、小学生、中学生	一般の者

使用区分		生及び高校生	
競技場及び身体障害者体育館	当該スポーツ等を行うのに必要な1区画 1時間につき	400円	900円
柔道場及び剣道場	2区画に区分したうちの1区画1時間につき		

備考

- この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。
- 柔道場及び剣道場を武道以外の目的で使用するときの使用料の額は、この表の柔道場及び剣道場の項に規定する額の2倍に相当する額とする。

別表第3 神戸市立中央体育館の使用料（第6条関係）

（令8条例40・一部改正）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

使用区分	使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間超過
	午前	午後	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時30分から午後9時まで)	後(午前9時から午後5時まで)	間(午後1時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料(1時間につき)
競技場	円	円	26,500	35,300	30,900	円	円	円	円
第1体育室	円	円	12,700	16,900	14,800	円	円	円	円
第2体育室	円	円				円	円	円	円

	8,100	10,700	9,400	18,800	20,100	28,200	4,000
会議室	円	円	円	円	円	円	円
	2,600	3,500	3,100	6,100	6,600	9,200	1,300

備考

- 1 営利を目的としないで入場料を徴収するときの使用料の額はこの表に規定する額の3倍に相当する額とし、営利を目的とするときの使用料の額はこの表に規定する額の6倍に相当する額とする。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの使用料の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
- 3 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 部分使用の場合

使用区分		使用時間	午前	午後A	午後B	夜間	時間超過使用料 (1時間につき)
			(午前9時から正午まで)	(正午から午後2時30分まで)	(午後2時30分から午後5時まで)	(午後5時30分から午後9時まで)	
競技場	当該スポーツ等を行うのに必要な1区画につき	幼児、小学生、中学生及び高校生	円 1,650	円 1,350	円 1,350	円 1,900	円 750
		一般の者	円 2,650	円 2,200	円 2,200	円 3,100	円 1,300
第1体育室	当該スポーツ等を行うのに必要な1区画につき	幼児、小学生、中学生及び高校生	円 1,200	円 950	円 950	円 1,400	円 550
		一般の者	円 2,200	円 1,800	円 1,800	円 2,550	円 1,100

第2体育室	当該スポーツ等を行うのに必要な1区画につき	幼児、小学生、中学生及び高校生	円 750	円 600	円 600	円 850	円 300
		一般の者	円 1,400	円 1,150	円 1,150	円 1,600	円 650

備考

- この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第4 神戸市立磯上体育館の使用料（第6条関係）

（令8条例40・一部改正）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過 使用料 (1時間につき)
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600
多目的室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200

備考 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用者	小学生、中学生及び	一般の者
-----	-----------	------

使用区分		高校生	
競技場及び多目的室	1人2時間につき	150円	250円
トレーニング室	1人1回につき		350円

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分			使用者 幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	1時間につき	全面	1,000円	1,700円
		片面	500円	850円
		4区画に区分したうちの1区画	250円	450円
		6区画に区分したうちの1区画	150円	350円
多目的室		全面	300円	600円
		片面	150円	300円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第5 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

（令8条例40・一部改正）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正	午後 (午後1時から午	夜間 (午後5時30分か	午前・午後 (午前	午後・夜間 (午後	終日 (午前9時か	時間超過 使用料 (1時間

使用区分	午まで)	後 5 時まで)	ら午後 9 時まで)	9 時から午後 5 時まで)	1 時から午後 9 時まで)	ら午後 9 時まで)	につき)
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600
第 1 体育室	円 5,400	円 7,200	円 6,300	円 11,300	円 12,200	円 16,100	円 2,700
第 2 体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,200
多目的室	円 800	円 1,100	円 900	円 1,700	円 1,800	円 2,400	円 400

備考 超過使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者
第 1 体育室、第 2 体育室及び多目的室	1 人 2 時間につき	150円	250円
トレーニング室	1 人 1 回につき	350円	

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に 2 時間未満の端数が生じたときは、2 時間として計算する。

(3) 前 2 号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
競技場	1 時間につき 全面	1,000円	1,700円

	き	片面	500円	850円
		4区画に区分したうちの1区画	250円	450円
		6区画に区分したうちの1区画	150円	350円
第1体育室		全面	600円	1,300円
		3区画に区分したうちの1区画	200円	450円
第2体育室		全面	300円	600円
多目的室		全面	150円	250円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第6 神戸市立西体育館の使用料（第6条関係）

（令8条例40・一部改正）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間 使用区分	午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後5時 30分から 午後9時 まで)	午前・午 後 (午前9時 から午後5 時まで)	午後・夜 間 (午後1時 から午後9 時まで)	終日 (午前9時 から午後9 時まで)	時間超 過使用 料 (1時 間につ き)
競技場	円 7,100	円 9,500	円 8,300	円 14,900	円 16,000	円 21,200	円 3,600
体育室	円 2,300	円 3,100	円 2,700	円 4,900	円 5,200	円 6,900	円 1,100
会議室	1時間につき 500円						円

		700
--	--	-----

備考 使用時間又は超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分		使用者	小学生、中学生及び高校生	一般の者
		競技場及び体育室	1人2時間につき	
トレーニング室	1人1回につき			350円

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分			使用者	幼児、小学生、中学生及び高校生	一般の者
			競技場	1時間につき	全面
半面		500円			850円
4区画に区分したうちの1区画		250円			450円
6区画に区分したうちの1区画		150円			350円
体育室		全面		300円	600円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第7 神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料（第6条関係）

（令7条例31・令8条例40・一部改正）

(1) 球技場の使用料

使用区分		使用料（1時間につき）
全面使用	平日	1,800円
	土曜日、日曜日及び休日	2,100円
半面使用	平日	900円
	土曜日、日曜日及び休日	1,050円

備考

1 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) テニスコート

使用区分		使用料（1時間につき）
1面につき	平日	700円
	土曜日、日曜日及び休日	800円

備考

1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(3) 駐車場の使用料

区分	使用料（1時間につき）
乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車	150円
乗車定員11人以上の普通自動車	450円

備考

- 1 この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第8 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの利用料金（第9条の2関係）

(1) 全面使用又は全部使用の場合

ア 大会等による使用

使用区分			使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間外の
			（午前9時から午後1時まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時から午後9時まで）	（午前9時から午後5時まで）	（午後1時から午後9時まで）	（午前9時から午後9時まで）	（1時間につき）		
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		その	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			82,300	82,300	82,300	164,600	164,600	246,900			30,900

	他の場合	508,000	508,000	508,000	1,016,000	1,016,000	1,524,000	190,600
メイ ン ク	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	円 87,100	円 87,100	円 87,100	円 174,200	円 174,200	円 261,300	円 32,700
	その他の場合	円 557,000	円 557,000	円 557,000	円 1,114,000	円 1,114,000	円 1,671,000	円 208,700
飛込 プー ル	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に	1時間につき 7,300円						円 10,900

	使用する 場合							
	その 他の 場合	1 時間につき 43,600円					円 65,300	
サブ リン ク	アマ チュ アの スポ ーツ の競 技会 又は 練習 会に 使用 する 場合	1 時間につき 7,300円					円 10,900	
	その 他の 場合	1 時間につき 43,600円					円 65,300	
25メート ルプール	アマ チュ アの スポ ーツ の競	円 44,900	円 44,900	円 44,900	円 89,800	円 89,800	円 134,700	円 16,800

技会 又は 練習 会に 使用 する 場合								
その 他の 場合	円 278,000	円 278,000	円 278,000	円 556,000	円 556,000	円 834,000	円 104,400	
会議室	1時間につき 500円						円 700	

備考

- 1 入場料を徴収して競技場を使用する場合において、入場料の収入が50,000円を超えるときの当該利用料金の額は、その収入額から50,000円を控除した残額の1割に相当する額をこの表に規定する額に加算して得た額とする。
 - 2 競技場の使用には、競技役員室、選手招集室、更衣室及びコースロープの使用を含む。
 - 3 25メートルプールの使用には、更衣室及びコースロープの使用を含む。
 - 4 競技場と25メートルプールを併用して使用する場合には、25メートルプールの利用料金に限り、当該額は、この表に規定する額の2分の1に相当する額とする。
 - 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
 - 6 使用時間に30分未満の端数が生じたときは30分として計算し、30分以上1時間未満の端数が生じたときは1時間として計算し、30分当たりの利用料金の額は、1時間の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- イ アに掲げる使用時間区分以外の使用

使用区分			利用料金
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 20,600円
		その他の場合	1時間につき 127,000円
	メインリンク	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 21,800円
		その他の場合	1時間につき 139,100円
25メートルプール	アマチュアスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 11,200円	
	その他の場合	1時間につき 69,600円	
会議室			1時間につき 500円

備考

- 1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する
ときの利用料金の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
- 2 使用時間に30分未満の端数が生じたときは30分として計算し、30分以上
1時間未満の端数が生じたときは1時間として計算し、30分当たりの利用料
金の額は、1時間の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

(2) 個人使用の場合

使用区分		使用者	小学校就学前の 者、小学生及び 中学生	一般の者
		50メ ー ト ル プ	1人1回につき	
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する 場合（一般の者1人に当該一般の者が同			800円

ール	伴する小学生又は中学生のうちいずれか 1人を加えた場合に限る。) 2人1回につき		
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	230円	460円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	190円	390円
	100人以上の団体の場合 1人1回につき	160円	330円
メイ	1人1回につき	750円	1,400円
ンリ	一般の者が小学生又は中学生を同伴する 場合（一般の者1人に当該一般の者が同 及び伴する小学生又は中学生のうちいずれか サブ1人を加えた場合に限る。) リン2人1回につき		1,800円
ク	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	530円	1,000円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	460円	850円
	100人以上の団体の場合 1人1回につき	380円	710円
25メ	1人1回につき	300円	650円
ート	一般の者が小学生又は中学生を同伴する 場合（一般の者1人に当該一般の者が同 ルプ伴する小学生又は中学生のうちいずれか ール1人を加えた場合に限る。) 2人1回につき		800円

備考

- 1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生及び中学生以外の者をいう。
 - 2 保護者が同伴する小学校就学前の者については、保護者1人につき当該小学校就学前の者1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。
 - 3 この表において指定管理者が必要があると認めるときは、1回の使用時間を3時間とすることができる。
 - 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、50メートルプール、25メートルプール並びにメインリンク及びサブリンク（以下「50メートルプール等」という。）を個人使用しようとする者に対し、使用区分に応じた利用料金に相当する額の11回分の回数券を50メートルプール等に係る利用料金の10回分に相当する額で発行することができる。
- (3) 附属設備の利用料金 1 設備 1 回又は1時間につき30,000円

○神戸市立体育施設条例施行規則

平成31年3月29日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立体育施設条例(平成8年3月条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用日)

第2条 条例第2条に規定する体育施設(以下単に「体育施設」という。)の供用日は、毎年1月5日から12月27日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)が必要があると認めるときは、供用日でない日に供用を行い、又は供用日に供用を行わないことができる。

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの休業日は水曜日とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休業日に供用を行うことができる。

(供用時間)

第3条 体育施設(テニスコートを除く。)の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 テニスコートの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、同項の供用時間を変更することができる。

(令8規則51・一部改正)

(専用日)

第4条 指定管理者は、神戸市立王子スポーツセンター身体障害者体育館(以下「障害者体育館」という。)に障害者専用日を設けることができる。

(使用料の後納)

第5条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的で体育施設を使用する

とき。

(2) 神戸市地域サービス情報システムの利用により許可を受けて体育施設を使用するとき。

(3) 指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるものが使用するときとする。

(1) 神戸市内の学校

(2) 公益財団法人神戸市スポーツ協会及びその加盟団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるもの

2 前項第1号及び第2号に該当するときは5割減額とし、前項第3号に該当するときは、指定管理者が必要があると認める額の減額又は免除を行う。

3 障害者体育館を神戸市内に住居を有する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50条）第7条第4項に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者又は市長が別に定める名簿に登載されている障害者（福祉支援）団体が使用するとき、使用料を免除する。

(既納の使用料の返還)

第7条 条例第9条ただし書に規定する既納の使用料の返還は、次の各号に掲げる場合に行い、返還する額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により施設を使用できないとき 全額

(2) 施設の管理運営上の都合により施設が使用できないとき 全額

(3) 使用者が使用日の7日前の日（当該日が休業日の場合は、その翌日）までに指定管理者に使用の許可の取消しを申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき 全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき
指定管理者が必要があると認める額

2 屋外施設について、天候不良のため施設が使用できないときは、前項の例による。ただし、天候不良のため使用が中断したときは、指定管理者は、使用目的を考慮して返還の金額を定めるものとする。

(個人使用)

第8条 条例別表第1第2号の表、別表第4第2号の表、別表第5第2号の表及び別表第6第2号の表に規定する個人使用の場合において、指定管理者は、あらかじめ使用する日時及び範囲を指定することができる。

(附属設備の使用料)

第9条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次条において同じ。）の条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、別表1に掲げる額とする。

(広告)

第10条 体育施設において広告を掲出するときの使用料は、別表2に掲げる額とする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、体育施設を使用するに当たり、事前に係員と使用方法その他必要事項を打ち合わせ、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に許可書を携帯し、係員の求めに応じて提示すること。
- (2) 使用に際し混雑が予想される場合は、使用者において、あらかじめ入場整理券を発行し、状況によっては整理用の柵その他これに類する工作物を設置し、又は警察官の派遣を要請するとともに、当日は十分な整理員を配置すること。
- (3) 使用許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (4) 使用許可を受けた附属設備以外の附属設備を使用しないこと。
- (5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- (6) 会場の準備及び原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- (7) 使用者の主催する行事又は集会に関し、火災及び盗難の防止、他人に迷惑をかけるおそれがある者に対する入館の拒否その他の措置を講じ、体育施

設の秩序を維持するために必要な注意を払うこと。

(8) 許可なく体育施設の構内において物品の販売、寄附の募集、宣伝その他これらに類する行為を行わないこと。

(9) 所定の場所以外で、火気の使用、喫煙、飲食又は飲酒をしないこと。

2 使用者が前項の遵守事項に違反した場合は、使用者の責めに帰すべきものとして使用許可を取り消し、又は当該使用者に対して使用を許可しないことができる。

(係員の調査等)

第12条 体育施設の管理に当たる係員は、管理上必要があると認めるときは随時使用者が使用中の競技場、体育室、会議室その他施設に立ち入ることができる。

(スポーツ医事相談)

第13条 スポーツ医事の相談に関しては、指定管理者が別に定める。

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第2項及び第4項、第3条第3項、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条の規定の適用については、第2条第2項中「条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第2条第4項、第3条第3項、第4条、第5条第3号、第6条第1項第3号及び第2項、第7条第1項第3号、第4号及び第2項、第8条並びに第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(令 8 規則 51・一部改正)

3 指定管理者不在等期間における体育施設の使用については、神戸市立体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則（平成18年3月教育委員会規則第8号）による改正前の神戸市立体育施設条例施行規則第5条から第11条まで、第13条第4項、第14条第3項及び第4項、第16条第2項並びに第18条並びに様式第1号から様式第3号までの例による。

附 則（令和2年3月31日規則第101号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第54号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規則第17号）

この規則は、令和4年6月30日から施行する。ただし、第5条の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第51号）

この規則は、神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第40号）附則第1項ただし書に規定する施行の日から施行する。

別表1（第9条関係）

種別	単位		使用料	備考
電光式得点表示器	1回	1式	3,000円	
拡声装置		1式	2,000円	
マイクロホン		1本	800円	
CDプレーヤー		1式	800円	
フロアーシート		1枚	100円	
物品取扱販売机		1脚	800円	
広告掲示装置	1日	1平方メートル	1,000円	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

夜間照明設備		30分	全面	3,000円	30分に満たない時間は、30分として計算する。
			半面	1,500円	
冷房機	中央体育館の競技場	1時間		14,000円	1時間に満たない時間は、1時間として計算する。
	中央体育館の第1体育室			4,300円	
	中央体育館の第2体育室			2,800円	
暖房機	中央体育館の競技場			11,000円	
	中央体育館の第1体育室			3,400円	
	中央体育館の第2体育室			2,200円	

備考

- この表において「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、又は午後5時30分から午後9時までをいう。
- 営業宣伝に関する諸集会・諸行事として又は収益目的として体育館を使用する場合の附属設備（広告掲示装置、暖房器及び冷房器を除く。）の使用料は、この表に規定する使用料の2倍の額とする。

別表2（第10条関係）

区分	使用料
スポーツ大会の場合	広告表示面積1平方メートル1日につき 3,000円
その他の大会の場合	広告表示面積1平方メートル1日につき 6,000円